（大麻取締法の一部改正）

第二百二十七条　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第一項及び第二項並びに第二十四条の二第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の四、第二十四条の六及び第二十四条の七中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（興行場法の一部改正）

第二百二十八条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、「懲役又は五千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第九条中「これを千円」を「二万円」に改める。

（旅館業法の一部改正）

第二百二十九条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「附した」を「付した」に改め、同条第六項中「附する」を「付する」に改める。

第十条中「これを六月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（公衆浴場法の一部改正）

第二百三十条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第九条中「これを二千円」を「二万円」に改める。

（化製場等に関する法律の一部改正）

第二百三十一条　化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「一に」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（母体保護法の一部改正）

第二百三十二条　母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第三十四条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第二百三十三条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条第一項及び第二項、第九十八条の二から第九十八条の四までの規定、第九十八条の六から第九十八条の九までの規定並びに第九十九条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（医療法の一部改正）

第二百三十四条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の四第二項第四号及び第七十条の四第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条、第七十八条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項、第八十六条第一項及び第三項、第八十七条、第百四十七条並びに第百四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第二百三十五条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条の二及び第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第二百三十六条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条、第五十三条第一項、第五十三条の二及び第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二百三十七条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条から第八十五条の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第二百三十八条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第四号及び第百二十八条第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五十五条第一項、第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十九条から第百六十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（検疫法の一部改正）

第二百三十九条　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「呈示を」を「提示を」に、「呈示せず」を「提示せず」に、「呈示した」を「提示した」に改める。

（覚醒剤取締法の一部改正）

第二百四十条　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第四十一条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第四十一条の四第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の五第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一までの規定及び第四十一条の十三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第二百四十一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

5　刑の全部の執行猶予の期間内に又は刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされている者に係る前各項の規定の適用については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第三十八条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。